| | |
|---|---|
| 総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合 | 百分の一未満 |
| | 百分の一以上百分の二・五未満 |
| | 百分の二・五以上百分の三・五未満 |
| | 百分の三・五以上百分の五未満 |

| | |
|---|---|
| 総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合 | 百分の十 |
| | 百分の五 |
| | 百分の二・五 |
| | 百分の一 |

（令和七年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率）

**第五条**　令和七年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率は、第四十条の二の二の規定にかかわらず、一に第一号及び第二号に掲げる率を加えた率（ただし、当該率が百分の百十を超えるときは、百分の百十）とする。

一　令和六年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

| 保険者の種類 | 実施率 | 率 |
|---|---|---|
| 単一型健康保険組合又は共済組合 | 百分の五十未満 | （略） |
| | 百分の五十以上百分の五十七・五未満 | 百分の五 |
| | 百分の五十七・五以上百分の六十未満 | 百分の二・五 |
| | 百分の六十以上百分の七十未満 | 百分の一 |
| 総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合 | 百分の四十五未満 | 百分の十 |
| | 百分の四十五以上百分の五十未満 | 百分の五 |
| | 百分の五十以上百分の五十五未満 | 百分の二・五 |
| | 百分の五十五以上百分の六十八・一未満 | 百分の一 |

| | |
|---|---|
| 総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合 | 百分の〇・一未満 |
| | 百分の〇・一以上百分の二・五未満 |
| | 百分の二・五以上百分の五未満 |

| | |
|---|---|
| 総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合 | 百分の五 |
| | 百分の一 |
| | 百分の〇・五 |

（令和四年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率）

**第五条**　令和四年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率は、第四十条の二の二の規定にかかわらず、一に第一号及び第二号に掲げる率を加えた率（ただし、当該率が百分の百十を超えるときは、百分の百十）とする。

一　令和三年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

| 保険者の種類 | 実施率 | 率 |
|---|---|---|
| 単一型健康保険組合又は共済組合 | 百分の四十五未満 | （略） |
| | 百分の四十五以上百分の五十七・五未満 | 百分の三 |
| | 百分の五十七・五以上百分の六十未満 | 百分の一 |
| | 百分の六十以上百分の六十五未満 | 百分の〇・五 |
| 総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合 | 百分の四十二・五未満 | 百分の十 |
| | 百分の四十二・五以上百分の五十未満 | 百分の三 |
| | 百分の五十以上百分の五十五未満 | 百分の一 |
| | 百分の五十五以上百分の六十未満 | 百分の〇・五 |